

政令第 号

薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十一年六月一日とする。

理由

薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。